「ともにいきる会」会員規約　兼　入会申込書／退会申込書

２０１５年４月１日

会員規約

1. 会員資格
2. 会員とは下記のものをいう

　　・東日本大震災及び福島原発事故の避難者で会の趣旨に賛同するもの

・松戸市近隣の市民で会の趣旨に賛同し支援活動を行うもの

（２）上記の支援活動をおこなう市民会員は支援会員とする

（３）会員資格は会の会計期間終了をもって終了する

２．会費

（１）支援会員は会費を納入する

（２）会費は毎年４月１日から翌年３月末日の分として適宜決定する

３．会員の信条

（１）おおいにやるべきこと

1. 人を尊重しよう
2. 人の得意技を引き出そう

③心おきない仲間・相談できる仲間を作ろう

（２）やってはいけないこと

1. 人を傷つける言動をすること
2. 人の政治的宗教的な信条を攻撃すること
3. 自分の信条を押し付けること
4. 人の個人情報を断りもなく第三者に開示すること

入会申込書

　私は本会の趣旨を理解して　「ともにいきる会」に入会します。

　　氏名：　　　　　　　　　　　　　　　（自署）

住所：

　　　電話番号；

　　　入会日：　　　　　年　　　　月　　　　日

退会申込書

　　　　　　　　　　　　　　私は本日付で　「ともにいきる会」を大会退会します。

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　（自署）

退会日：　　　　　年　　　　月　　　　日